



# 平成26年第4回（9月）定例会

9月2日から24日まで

## 議長に国井氏／25年度決算 8件を認定

岩沼市議会の9月定例会（平成26年第4回議会）は9月2日に招集され、23日間の会期で開かれました。

初日、飯塚懲罰特別委員長から7月定例会で、閉会中の継続審査とされた須藤功議員に対する懲罰の件の審査結果について報告があり、審議の結果、委員長報告通り、今議会会期中の出席停止が可決しました。

閉会日の24日には、高橋孝内議長から一身上の都合により辞職願が提出され、許可された後、直ちに議長の選挙が行われました。選挙の結果、国井宗和議員12票、穴戸幸次議員5票で国井議員が新議長に当選しました。

25年度の一般会計歳入歳出など決算8件を認定したほか、条例や本年度一般会計補正予算など18件の議案を可決しました。

意見書は3件提出され、全て原案通り可決しました。一般質問は8、9、10日の3日間行われ、10名の議員が質問しました。

決算審査は11日に特別委員会を設置した後、総務、教育民生、建設産経の3部会に分かれて、4日間にわたり慎重に審査しました。

### 須藤議員に出席停止の懲罰

#### 議員提案

#### ◆発議案2号 須藤功議員に対する懲罰の件

7月定例会の一般質問の中で須藤議員が「議会に対して言論封殺と思えるような請願が出され

た」と発言したことに対して「懲罰を科すべきである。出席停止 第4回

定例会会期中」と懲罰特別委員会が決定した審査

報告の審議。採決の結果は賛成11、反対5。

質疑①「最高規範であ

る市議会基本条例の何条に抵触するのか。戒めのどこに該当するのか」

る市議会基本条例の何条に抵触するのか。戒めのどこに該当するのか」

答弁①「条例に触れるかは審査していない。議会運営委員会の決定を拒否したからだ」

反対討論①「処罰として重過ぎる。この程度の発言で処罰なら、意見や感想が言えなくなる」

賛成討論①「憲法で保

障される請願権を抑圧する発言だ。請願者を威圧するのは許されない」

反対討論②「言葉には前後がある。議員に認められる範囲の発言で、懲罰を科すに値しない」

#### 議長の選挙

森繁男副議長のもと議長選挙が行われた結果、国井宗和議員が12票を獲得し、議長に当選しました。

国井 宗和 12票  
穴戸 幸次 5票

#### 常任委員等の変更

国井議員の議長就任に伴い、国井委員が所属していた委員会の委員が変わりました。

#### ◆総務常任委員会

高橋 孝内  
(10月25日に逝去)

#### ◆議会運営委員会

佐藤 一郎

#### ◆議員政治倫理条例制定検討特別委員会

佐藤 一郎

障される請願権を抑圧する発言だ。請願者を威圧するのは許されない」

反対討論②「言葉には前後がある。議員に認められる範囲の発言で、懲罰を科すに値しない」

賛成討論②「陳謝し取り消すチャンスがあったのに何もしなかった。請願する人を委縮させる」

賛成討論①「憲法で保

障される請願権を抑圧する発言だ。請願者を威圧するのは許されない」